所属長	係　長	照 査	作　成

産業廃棄物収集運搬委託（疏水施設）

仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適用	■適用外

1　総則

(1) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他本作業に関係する法令等を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(2) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。

イ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(3) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

(4) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(5) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出（提示）しなければならない。

(6) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く）とする。

なお、時間外や休日に作業を行う場合は、事前に局職員の承諾を得ること。

(7) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア　労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ　作業の履行中に事故が発生した場合、直ちに局職員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

(8) 疑義

本仕様書に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

２　作業概要

本作業は、疏水事務所の管理用地内で発生した産業廃棄物を発注者が別途契約した処分地まで収集運搬するものである。対象となる産業廃棄物の区分及び種類は以下のとおりとする。

(1) 混合廃棄物

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、自転車、金属くず、ガラス及び陶磁器くず（不法投棄物等による混入物）、建設廃材

(2) 殻類（瓦・陶器・がれき等）

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

３　集積場所

疏水事務所　管理用地内

(1) 集積場所一覧

集積場所	住所
疏水事務所	京都市左京区聖護院蓮華蔵町 35
疏水伏見分所	京都市伏見区桃山町丹下 14-15 合地の 6
疏水伏見下ダム	京都市伏見区深草紺屋町
松　風　橋	京都市東山区福稲高原町
日ノ岡取水池	京都市山科区日ノ岡堤谷町 32-8

(2) コンテナの設置について

ア　　疏水が冬季に停水した時点で、受注者は疏水伏見分所に脱着装置付廃棄物収集用コンテナ（以下「コンテナ」という。）を設置し、産業廃棄物の集積が所定量に達し次第、その都度処分地へ運搬すること。

イ　　その他の場所のコンテナ設置の要否は、産業廃棄物の発生状況を踏まえ、事前に局職員と協議のうえ決定すること。

４　処分地

京都府京都市西京区大枝沓掛町２６-３０８

株式会社　美創

５　完成期限

令和９年３月３１日とする。

６　契約方法

本契約は、産業廃棄物の区分（混合廃棄物及び殻類）ごとの単価契約とする。

７　予定数量

３０m3（混合廃棄物：２８m3、殻類：２m3）

８　提出書類

（1）作業着手前

産業廃棄物収集運搬業許可証の写し　1 部

（2）作業完了後

ア　産業廃棄物収集運搬集計表　1 部

イ　完成通知書　3 部

ウ　請求書（当局会計規定第 12 条関係）　1 部

エ　口座振替依頼書　1 部

オ　作業写真

（集積場所での収集運搬状況及び処分地での搬入状況）　1 部

９　その他

（1）受注者は、本作業を第三者に再委託してはならない。

（2）運搬回数及び積載量については局職員と立会の下で確認すること。

（3）廃棄物処理法に基づく適正処理等に関する事項

ア　区分ごとの荷姿

混合廃棄物はコンテナ及びバラとし、殻類は袋及びバラとする。

イ　性状及び性状変化

性状は固形状であり、性状変化はない。

ウ　本仕様書に定める条件に変更等が生じた場合

作業打合書を作成し、発注者と受注者の双方で確認する。

エ　収集運搬終了時の排出事業者への報告

産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。

オ　契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱い

受注者は、何らかの理由により契約を解除された場合でも、その廃棄物に対する本契約に基づく責任を免れられないことを承知し、その残っている廃棄物については発注者の指示する処分先へ運搬を行わなければならない。